

岡谷市教育委員会告示第 号

岡谷市史編さん室設置要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

岡谷市教育委員会
教育長 宮 坂 享

岡谷市史編さん室設置要綱

別紙のとおり。

岡谷市史編さん室設置要綱

(設置)

第1条 岡谷市史（以下「市史」という。）の編さんに当たり、編さん事業を円滑に推進するため、岡谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に岡谷市史編さん室（以下「編さん室」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 編さん室の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
岡谷市史編さん室	岡谷市中央町一丁目11番1号

(業務)

第3条 編さん室の業務は、次のとおりとする。

- (1) 市史編さんに係る基本方針の企画立案に関すること。
- (2) 市史編さんに必要な資料の収集に関すること。
- (3) 市史の編集及び刊行に関すること。
- (4) その他市史編さんに必要な事項に関すること。

(職員)

第4条 編さん室に室長及び必要な職員を置く。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(岡谷市史編さん準備室設置要綱の廃止)

- 2 岡谷市史編さん準備室設置要綱（令和5年岡谷市教育委員会告示第3号）は、廃止する。